

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目 次

告示

県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等(森林整備課).....



山口県告示第九十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七條の十一第二項の規定により、平成十八年度及び平成十九年度において県が発注する森林整備工事(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)(の契約に係る指名競争入札(以下「競争入札」という。))に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。))並びに当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。))の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 閑 成

一 森林整備工事

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者

で、県が発注する森林整備工事の請負対象設計額に応じ、三等級に区分して格付される資格を有するものとする。

1 次のいずれかに該当する者であること。

(1) 政令第六十七條の十一第一項の規定において準用する政令第六十七條の四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号。以下「法」という。)(第五条第一項の規定による山口県知事の認定を受けた者

(2) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号)(二)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(土木一式工事又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。))を有する者。ただし、平成十九年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、当該建設工事等競争入札参加資格によるものとする。

2 次のいずれかに該当する者(以下「技術職員」という。)(を常時雇用している者であること。

(1) 森林法第八十七條第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者(森林法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二十号)による改正前の森林法第八十七條第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。)(

(2) 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項に規定する技術士(森林部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)(

(3) 都道府県知事又は法第十一条第一項に規定する林業労働力確保支援センターから林業作業士の認定を受けた者

(4) 社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

(5) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学(以下「高等学校等」という。))において林業に関する学科を修めて卒業した者であつて、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ五年以上(同法による高等専門学校又は大学を卒業した者にあつては、一年に六十日以上かつ三年以上)の実務経験を有する者

(6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ十年以上の実務経験を有する者

3 常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員(技術職員を含む。以下「作業職員」という。))を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以上の作業職員が労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十九条第三

項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第八号及び第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者である者であること。

(二) 競争入札参加資格の格付は、作業職員の数を審査して行うものとする。

(三) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十年三月三十一日までの間とする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、平成十八年四月十日以降随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 法人にあつては登記事項証明書（外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）、個人にあつては誓約書（別記第二号様式）

2 法第五条第一項の認定を受けた者にあつては改善計画認定書の写し、建設工事等競争入札参加資格を有する者にあつては建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 二の(一)の2及び3に掲げる要件に該当する者であることを証する書類

4 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

5 営業所の所在状況を記載した書類

6 署名を慣習とする外国法人又は外国人以外の者にあつては、印鑑証明書

7 1から6までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成十七年財務省告示第四百七十八号）に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第三号様式）に三の(三)に掲げる書類（変更に

係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(一) 住所

(二) 商号又は名称

(三) 代表者の氏名

(四) 建設工事等競争入札参加資格

(五) 営業所の名称及び所在地

(六) 使用印鑑

(七) 代理人

別記
第1号様式

受付番号	登録番号
------	------

受 付

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

住 宅 番 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

(電 話 局 番)
(フックシミリ 局 番)

年度及び 年度において山口県が発注する森林整備工事に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

作 業 職 員 の 数	(A)	
	資 格 等 の 名 称	人 数
(A) の うち 技 術 職 員 の 数		人
(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数		人

- 注
- 1 印欄は、記入しないこと。
 - 2 署名を慣習とする外国人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。
 - 3 (A)のうち技術職員の数、欄は、同一人が二以上の資格等を有する場合には、そのうちの主たる資格等により記入すること。
 - 4 (A)のうち安全衛生教育を受けた者の数、欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者の数を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所
氏名

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
 届出者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名
 (電 話)
 (フアクシミリ) 局 番)

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争
 入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。
 記

変更事項	変更年月日	変更の内容	
		変更前	変更後

注 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあつては、「届出者」欄への押印は要しないこと。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成十八年三月三十一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)